

漁調委第1100号
令和5年3月10日

各 位

神奈川県漁業調整委員会会長
(公 印 省 略)

神奈川県地先海面における船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限に係る海区漁業調整委員会指示等の周知について（依頼）

日頃、当委員会の事務事業の実施について、御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。
当委員会は、漁業法及び地方自治法により設置された合議制の漁業調整機構です。

当委員会では、まき餌が過度に使用されることを防ぎ、釣りや漁業を行う漁場の保全を図るため、まき餌籠の大きさ等を制限する委員会指示を発動しているとともに、定置網周辺の保護区域内において、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁などを行うこと、又は定置漁業の魚道の遮断、魚群を散逸させる行為を禁止する委員会指示を発動しております。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、両委員会指示の周知のためのチラシを同封いたしましたので、遊漁者への周知等につきまして御配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

問合せ先

海区漁業調整委員会事務局 上原

電話 (045) 210-8556